

新（平成27年3月9日農林水産省告示第513号）	旧																
<p>第一 製造業者又は輸出業者以外の外国製造業者の認定の技術的基準</p> <p>一 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設</p> <p>1 製造施設</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 機械器具</p> <p>次の表の左欄に掲げる機械器具であって、均衡した能力を有し、連続した生産が可能であり、かつ、それぞれ同表の右欄に掲げる条件に適合しているものであること。ただし、大割り機械にあつては中及び大の素材又は盤を扱う場合、小割り機械にあつては小割り機械を用いて製造する場合、ギャングエジャー又はギャングリッパーにあつてはギャングエジャー又はギャングリッパーを用いて製造する場合、横切機械にあつては横切をする場合、材面調整機械にあつては材面を調整する場合、インサイジング機にあつてはインサイジングをする場合、保存処理装置にあつては保存処理を施す場合であつてその旨の表示をするとき、人工乾燥処理装置にあつては人工乾燥処理を施す場合であつてその旨の表示をするとき、機械等級区分装置にあつては機械等級区分構造用製材を製造する場合に限る。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 械 器 具</th> <th style="text-align: center;">条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[削る。]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 品質管理施設</p> <p>(1) 次の機械器具を備えている適当な広さの施設であること。ただし、オに掲げる機械器具にあつては目視等級区分構造用製材を製造する場合、カに掲げる機械器具にあつては機械等級区分構造用製材を製造する場合に限る。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア～カ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 人工乾燥処理又は天然乾燥処理を施しその旨を表示する場合にあつては、含水率測定用具を備えていること。</p>	機 械 器 具	条 件	(略)	(略)	(略)	(略)	[削る。]		<p>第一 製造業者又は輸出業者以外の外国製造業者の認定の技術的基準</p> <p>一 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設</p> <p>1 製造施設</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 機械器具</p> <p>次の表の左欄に掲げる機械器具であって、均衡した能力を有し、連続した生産が可能であり、かつ、それぞれ同表の右欄に掲げる条件に適合しているものであること。ただし、大割り機械にあつては中及び大の素材又は盤を扱う場合、小割り機械にあつては小割り機械を用いて製造する場合、ギャングエジャー又はギャングリッパーにあつてはギャングエジャー又はギャングリッパーを用いて製造する場合、横切機械にあつては横切をする場合、材面調整機械にあつては材面を調整する場合、インサイジング機にあつてはインサイジングをする場合、保存処理装置にあつては保存処理を施す場合であつてその旨の表示をするとき、人工乾燥処理装置にあつては人工乾燥処理を施す場合であつてその旨の表示をするとき、<u>機械等級区分装置にあつては機械等級区分構造用製材を製造する場合、等級区分機にあつては機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材（以下「MSR製材」という。）を製造する場合に限る。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 械 器 具</th> <th style="text-align: center;">条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">機械等級区分装置</td> <td style="text-align: center;">製材の曲げヤング係数が正しく測定できるものであること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>等級区分機</u></td> <td style="text-align: center;"><u>製材の曲げヤング係数を測定することによって、これを選別できるものであること。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 品質管理施設</p> <p>(1) 次の機械器具を備えている適当な広さの施設であること。ただし、オに掲げる機械器具にあつては目視等級区分構造用製材及び<u>枠組壁工法構造用製材</u>を製造する場合、カに掲げる機械器具にあつては機械等級区分構造用製材を製造する場合に限る。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア～カ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 人工乾燥処理又は天然乾燥処理を施しその旨を表示する場合及び<u>枠組壁工法構造用製材の乾燥材を製造する場合</u>にあつては、含水率測定用具を備えていること。</p>	機 械 器 具	条 件	(略)	(略)	機械等級区分装置	製材の曲げヤング係数が正しく測定できるものであること。	<u>等級区分機</u>	<u>製材の曲げヤング係数を測定することによって、これを選別できるものであること。</u>
機 械 器 具	条 件																
(略)	(略)																
(略)	(略)																
[削る。]																	
機 械 器 具	条 件																
(略)	(略)																
機械等級区分装置	製材の曲げヤング係数が正しく測定できるものであること。																
<u>等級区分機</u>	<u>製材の曲げヤング係数を測定することによって、これを選別できるものであること。</u>																

[削る。]

4 格付のための施設

- (1) 次の機械器具を備えているほか、検査結果の評価及び証票の管理のための適当な広さの施設であること。ただし、次に掲げる全ての機械器具にあっては格付のための試料の検査を自ら行う場合、オに掲げる機械器具にあっては目視等級区分構造用製材を製造する場合、カに掲げる機械器具にあっては機械等級区分構造用製材を製造する場合に限る。

ア～カ (略)

- (2) (略)

- (3) 人工乾燥処理又は天然乾燥処理を施しその旨を表示する場合にあっては、次の機械器具を備えていること。ただし、次に掲げる全ての機械器具にあっては格付のための試料の検査を自ら行わない場合、ウに掲げる機械器具にあっては切断により試験片を採取する場合を除く。

ア～ウ (略)

[削る。]

二～五 (略)

第二 (略)

- (4) MSR製材を製造する場合にあっては、次の機械器具を備えていること。ただし、アに掲げる機械器具にあっては曲げ強度について第三者機関による検定証明を定期的に取得する場合、エに掲げる機械器具にあっては引張り強度を表示しない場合及び引張り強度について第三者機関による検定証明を定期的に取得する場合を除く。

ア 曲げ試験機

イ 含水率測定用具

ウ 検定用具（等級区分機を検定できるもの）

エ 引張り試験機

4 格付のための施設

- (1) 次の機械器具を備えているほか、検査結果の評価及び証票の管理のための適当な広さの施設であること。ただし、次に掲げる全ての機械器具にあっては格付のための試料の検査を自ら行わない場合、オに掲げる機械器具にあっては目視等級区分構造用製材及び枠組壁工法構造用製材以外のものを製造する場合を除く。

ア～カ (略)

- (2) (略)

- (3) 人工乾燥処理又は天然乾燥処理を施しその旨を表示する場合及び枠組壁工法構造用製材の乾燥材を製造する場合にあっては、次の機械器具を備えていること。ただし、次に掲げる全ての機械器具にあっては格付のための試料の検査を自ら行わない場合、ウに掲げる機械器具にあっては切断により試験片を採取する場合を除く。

ア～ウ (略)

- (4) MSR製材を製造する場合にあっては、次の機械器具を備えていること。ただし、次に掲げる全ての機械器具にあっては格付のための試料の検査を自ら行わない場合、エに掲げる機械器具にあっては引張り強度を表示しない場合を除く。

ア 曲げ試験機

イ 恒温乾燥器

ウ 直示天びん

エ 引張り試験機

オ 雑器具

二～五 (略)

第二 (略)